

令和5年度大槌町新型コロナウイルス感染症対応地方創生交付金事業
(電力・ガス・食料品等価格高騰重点地方交付金・低所得世帯支援枠
(物価高騰に伴う低所得世帯支援給付金)) 支給事務実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、エネルギー・食料等価格等の物価高騰の影響を受けた低所得世帯への支援のための給付金に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 物価高騰に伴う低所得世帯支援給付金（以下「低所得世帯支援給付金」という。）は、前条の目的を達するために、大槌町によって贈与される給付金をいう。

(支給対象者)

第3条 低所得世帯支援給付金の支給対象者は、令和5年4月1日（以下「基準日」という。）において、大槌町の住民基本台帳に記録されている者であって、次に該当する世帯の世帯主とする。

令和5年度分の市町村民税均等割が非課税である世帯

同一の世帯に属する者全員が、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による令和5年度分の市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）均等割が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税均等割を免除された者である世帯

2 前項の規定にかかわらず、市町村民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯及び租税条約による免除の適用の届出によって市町村民税均等割が課されていない者を含む世帯は、支給要件を満たさないものとする。

(支給額)

第4条 前条の規定により支給対象者に対して支給する低所得世帯支援給付金の金額は、1世帯あたり30千円とする。

(受給権者)

第5条 低所得世帯支援給付金の受給権者は、支給対象となる世帯の世帯主とする。（ただし、当該世帯主が基準日以降に死亡した場合において、他の世帯構成者がいる場合には、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者（これにより難しい場合は、死亡した世帯主以外の世帯構成者のうちから選ばれた者））。

(支給の方式)

第6条 低所得世帯支援給付金の支給を受けようとする者は、別紙様式第1号の確認書(以下「確認書」という。)の提出、第2号の非課税分申請書(以下「申請書」という。)による申請により行う。

2 確認書の提出は郵送により行い、申請書による申請に基づく支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合、第3号に掲げる方式は、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号による支給が困難な場合に限り行う。

一 郵送申請方式 申請者が申請書を郵送により大槌町に提出し、大槌町が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

二 窓口申請方式 申請者が申請書を大槌町の窓口に出し、大槌町が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

三 窓口現金受領方式 申請者が申請書を郵送により、又は大槌町の窓口において大槌町に出し、大槌町が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

3 申請者は、低所得世帯支援給付金の申請にあたり、公的身分証明書の写し等を提出又は提示すること等により、申請者本人による申請であることを証する。

(代理による申請)

第7条 申請者に代わり、代理人として前条(第6条)の規定による確認書の提出又は支給の申請を行うことができる者は、原則として次の各号に掲げる者に限る。

一 基準日時点での受給権者の属する世帯の世帯構成者

二 法定代理人(親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人)

三 親族その他の平素から受給権者本人の身の回りの世話をしている者等で大槌町長が特に認める者

2 代理人が低所得世帯支援給付金の確認書の提出をするときは、確認書の委任欄への記載を、支給の申請をするときは、当該代理人は申請書に加え、原則として委任状を提出する。また、この場合、大槌町は、公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求めること等により、代理人が当該代理人本人であることを確認する。

3 大槌町は、代理人が第1項第1号の者にあつては、住民基本台帳により、また、同項第2号及び第3号の者にあつては、大槌町長が別に定める方法により、代理権を確認するものとする。

(申請期限)

第8条 低所得世帯支援給付金の申請受付開始日は、大槌町長が別に定める日とする。

2 市町村民税非課税世帯への支給のうち確認書及び申請書への支給に関する申請書の提出期限は、大槌町長が別に定める日とする。

(支給の決定)

第9条 大槌町長は、第6条の規定により確認書又は申請書（以下「確認書等」という。）を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該支給対象者に対し低所得世帯支援給付金を支給する。

(低所得世帯支援給付金の支給等に関する周知等)

第10条 大槌町長は給付金事業の実施にあたり、支給対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第11条 大槌町長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第8条第2項の確認書等の申請期限までに第6条の規定による確認書の提出又は申請が行われなかった場合、支給対象者が低所得世帯支援給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 大槌町長が第9条の規定による確認書等を受理した後、又は、支給決定を行った後、確認書等の不備による振込不能等があり、大槌町が確認等に努めたにもかかわらず確認書等の補正が行われず、支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第12条 大槌町長は、偽りその他不正の手段により低所得世帯支援給付金の支給を受けた者に対しては、支給を行った低所得世帯支援給付金の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第13条 低所得世帯支援給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第14条 この要綱の実施のために必要な事項は、大槌町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。